

横瀬川ダム事前放流実施要領

令和5年6月

国土交通省 四国地方整備局
渡川ダム統合管理事務所

(通 則)

第1条 本要領は、横瀬川ダム操作規則（以下「規則」という。）第17条第1項二号及び横瀬川ダム操作細則（以下「細則」という。）第6条二号に基づき、洪水調節機能の向上のために洪水前に利水容量に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）することとし、その実施に際して必要な事項を定めるものである。

(事前放流の基本)

第2条 所長は、次の各号のいずれかに該当し、出水が予測され、必要と認められる場合には、事前放流を実施するものとする。

- 一 台風の中心が、東経120度から140度の間で北緯20度以北に到達し、さらに四国地方に接近が予想される時。
- 二 ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である159ミリメートル（／6時間）以上である時。
- 三 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めた時。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高131.01メートルの水位を限度水位として予測降雨量に応じた低下目標水位を設定し、事前放流を実施するものとする。

- 2 事前放流に際しての最大放流量（以下「限度放流量」という。）は、毎秒0.94立方メートルとする。
3. 事前放流にあたっては、細則第7条の規定によるものとする。

(関係機関への通知)

第4条 第2条の規定により事前放流を行う場合は、次の各号に定める方法により、関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一. 関係機関への通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し、事前放流を行う1時間前を目途に行うものとする。
- 二. 一般に周知させるために必要な措置は、横瀬川ダム管理庁舎より中筋川合流点までの区間とし、警報車及び当該区間に位置する警報所より次の方法により行うものとする。
 - イ 警報所からの周知は、スピーカー放送により行うものとし、各警報所において河川水位の急激な上昇が生じると予想される30分前を目途に行うものとする。
 - ロ 警報車による周知は、各地点の水位が上昇すると予想される30分前を目途に行うものとする。

(中止)

第5条 事前放流を行っている場合において、流入量が限度放流量を超過した場合には事前放流操作を中止する。

- 2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が限度放流量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。
- 3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第2条の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。
- 4 事前放流を行っている場合において、流入量が限度放流量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- 5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要がある場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

附則

この要領は、令和5年6月1日から適用する。

別表第1

関係機関名	住 所	連絡方法
四国地方整備局	高松市サンポート3-33	マイクロ
中村河川国道事務所	四万十市右山2033-14	〃
幡多土木事務所	四万十市古津賀4-61	N T T回線
幡多土木事務所宿毛事務所	宿毛市宿毛5342-7	〃
四万十市役所	四万十市中村大橋通4-10	〃
宿毛市役所	宿毛市希望ヶ丘1番地	〃